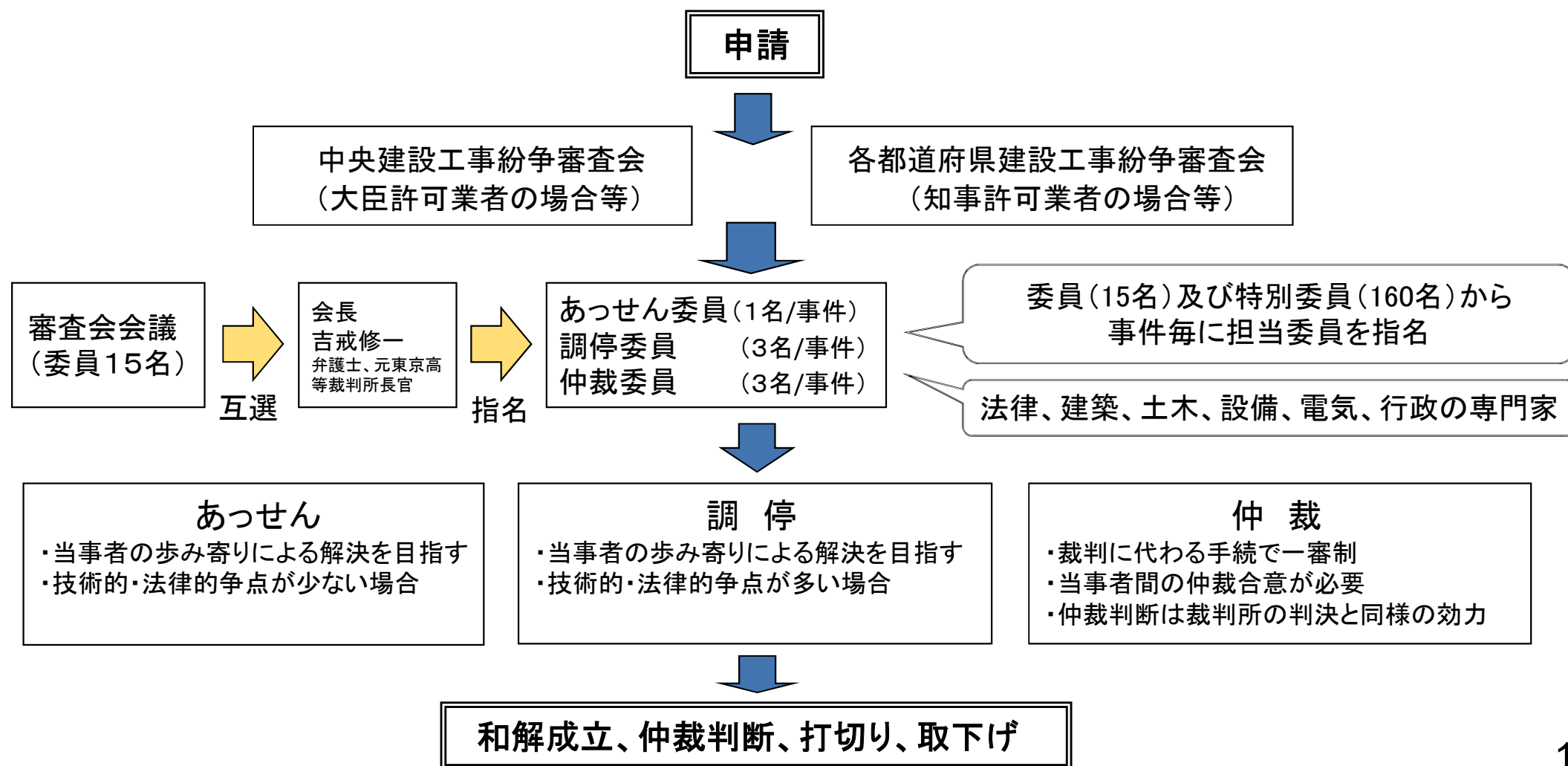


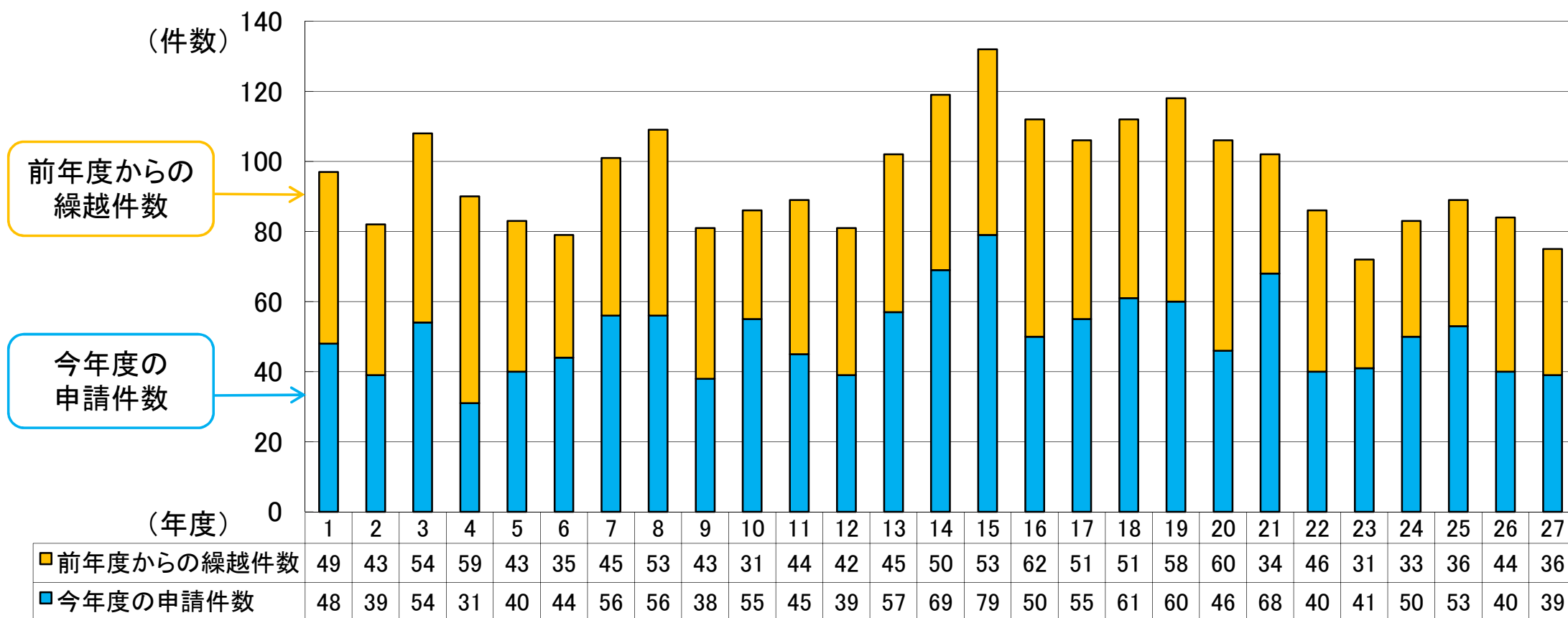
その他

- 建設工事の請負契約に関する紛争を簡易・迅速に解決するためのADR機関（裁判外紛争処理機関）。
- 建設業法に基づき、昭和31年に国土交通省（中央審査会）及び各都道府県に設置。
- 平成27年度の新規申請件数は中央（39件）、都道府県（94件）。

建設工事紛争審査会を活用した紛争解決の流れ



○取扱件数の推移（平成元年度～平成27年度）



○類型別申請件数の割合（平成27年度）

- ・工事種別 建築工事67% 土木工事23% 設備工事8% 電気工事2%
- ・当事者類型別 下請負人→元請負人41% 法人発注者→請負人21% 請負人→法人発注者21%
個人発注者→請負人15% 請負人→個人発注者2%
- ・紛争類型別 下請代金39% 工事代金28% 工事瑕疵28% その他5%

中央審査会と都道府県審査会の取扱件数等の比較

(出典) 建設工事紛争取扱状況(平成28年7月15日中央建設工事紛争審査会)

○当事者類型別

	中央審査会		都道府県審査会		合 計	
	件数	%	件数	%	件数	%
個人発注者→請負人	6	15	37	39	43	32
法人発注者→請負人	8	21	11	12	19	14
請負人→個人発注者	1	2	12	13	13	10
請負人→法人発注者	8	21	21	22	29	22
下請負人→元請負人	16	41	13	14	29	22
元請負人→下請負人	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0
計	39	100	94	100	133	100

○工事種類別

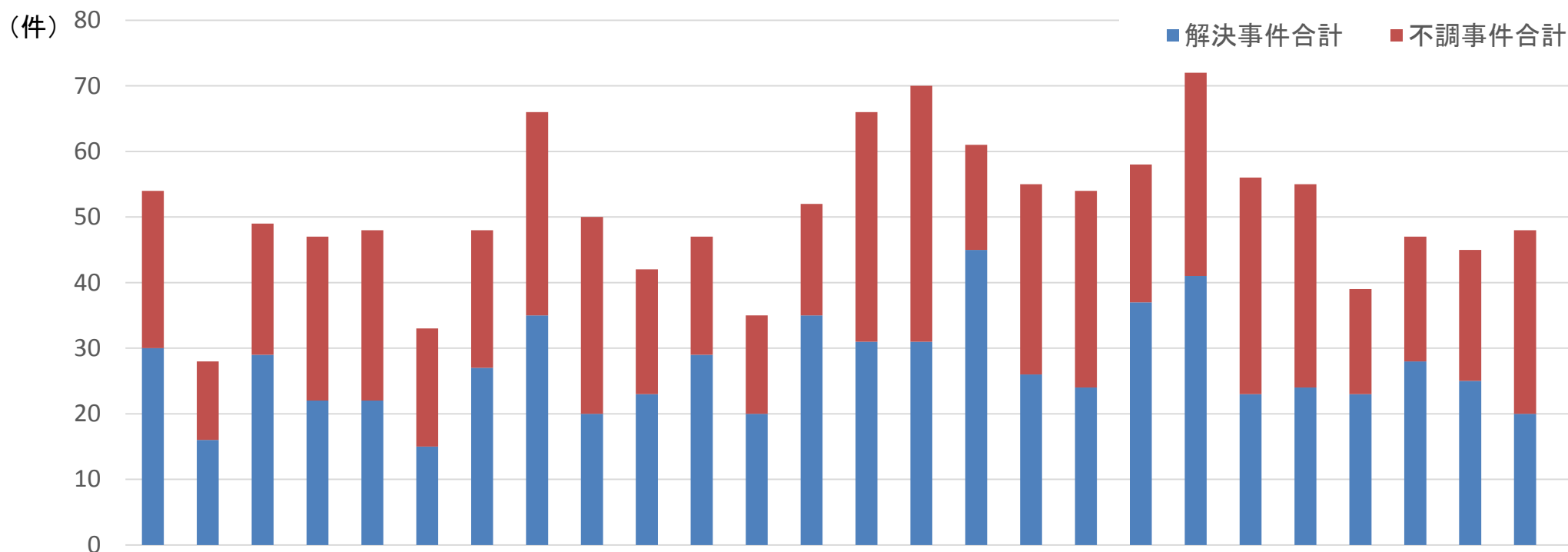
	中央審査会		都道府県審査会		合 計	
	件数	%	件数	%	件数	%
建 築 工 事	26	67	76	81	102	77
土 木 工 事	9	23	13	14	22	17
設 備 工 事	3	8	2	2	5	4
電 気 工 事	1	2	1	1	2	2
そ の 他	0	0	2	2	2	2
計	39	100	94	100	133	100

○紛争類型別

	中央審査会		都道府県審査会		合 計	
	件数	%	件数	%	件数	%
工 事 瑕 疵	11	28	39	42	50	38
工 事 遅 延	0	0	2	2	2	1
工事代金の争い	11	28	34	36	45	34
契 約 解 除	0	0	5	5	5	4
下請代金の争い	15	39	11	12	26	19
そ の 他	2	5	3	3	5	4
計	39	100	94	100	133	100

中央建設工事紛争審査会における解決事件等の推移

○解決事件と不調事件の推移（平成元年度～平成27年度）



(年度、件、%)		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
解決事件	あっせん・調停成立	16	14	18	9	16	11	20	26	14	19	21	13	25	27	20	27	21	17	25	23	11	16	17	20	21	18	12
	仲裁判断	8	2	9	12	6	3	2	4	4	2	6	6	7	3	7	17	5	4	12	16	12	7	5	7	4	2	7
	期日内和解	6	0	2	1	0	1	5	5	2	2	2	1	3	1	4	1	0	3	0	2	0	1	1	1	0	0	0
	解決事件合計	30	16	29	22	22	15	27	35	20	23	29	20	35	31	31	45	26	24	37	41	23	24	23	28	25	20	19
不調事件合計		24	12	20	25	26	18	21	31	30	19	18	15	17	35	39	16	29	30	21	31	33	31	16	19	20	28	26
合計		54	28	49	47	48	33	48	66	50	42	47	35	52	66	70	61	55	54	58	72	56	55	39	47	45	48	45
解決事件の率		55.56	57.14	59.18	46.81	45.83	45.45	56.25	53.03	40.00	54.76	61.70	57.14	67.31	46.97	44.29	73.77	47.27	44.44	63.79	56.94	41.07	43.64	58.97	59.57	55.56	41.67	42.22

公共工事と民間工事における受発注者の規律①

第1回法制度・許可
WG提出資料

規律		公共工事	民間工事
受注者に対する規律	建設工事の見積り	・見積りの努力義務及び注文者から請求があった場合の提示義務(業法 § 20)	・見積りの努力義務及び注文者から請求があった場合の提示義務(業法 § 20)
	下請代金の支払	・請負代金の支払を受けてから1月以内に、下請に対して下請代金を支払う義務(法 § 24の3)	・請負代金の支払を受けてから1月以内に、下請に対して下請代金を支払う義務(法 § 24の3)
	下請負人に対する指導	・下請負人が当該工事の施工に関し法令の規定に違反しないよう指導する義務(業法 § 24の6)	・下請負人が当該工事の施工に関し法令の規定に違反しないよう指導する義務(業法 § 24の6)
	監理技術者の配置要件	・4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上)の下請契約を締結する場合(業法 § 26Ⅱ)	・4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上)の下請契約を締結する場合(業法 § 26Ⅱ)
	主任技術者・監理技術者の専任要件	・公共性のある施設・工作物又は多数の者が利用する施設・工作物で、契約金額が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)の場合(業法 § 26Ⅲ)	・公共性のある施設・工作物又は多数の者が利用する施設・工作物で、契約金額が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)の場合(業法 § 26Ⅲ)
	一括下請負の禁止	・ 全面禁止 (入契法 § 12)	・共同住宅の新築以外の工事で、発注者から書面による承諾を得たときは、一括下請負が可能(業法 § 22)
	施工体制台帳の作成、備置き	・ 全ての工事において作成、備置きが必要 (入契法 § 15)	・特定建設業者(※)のみ作成、備置きが必要(業法 § 24の7)
	経営事項審査の受審	・ 事業年度ごとに受審義務 (業法 § 27の23) (各発注者の入札参加資格要件に位置付けられている)	・義務無し
	許可行政庁による指導、助言、勧告	・許可行政庁から建設業者に対して指導、助言、勧告が可能(業法 § 41)	・許可行政庁から建設業者に対して指導、助言、勧告が可能(業法 § 41)
	許可行政庁による公取への措置請求	・不当に低い請負代金で契約を締結し、独禁法違反と認められるときは、公取に対して独禁法に基づく措置を請求することが可能(業法 § 42) ※過去の発動事例無し	・不当に低い請負代金で契約を締結し、独禁法違反と認められるときは、公取に対して独禁法に基づく措置を請求することが可能(業法 § 42) ※過去の発動事例無し

規律		公共工事	民間工事
発注者に対する規律	契約内容の明示	・書面の交付義務(契約当事者双方の義務) (業法 § 19)	・書面の交付義務(契約当事者双方の義務) (業法 § 19)
	不当に低い請負代金の禁止	・自己の取引上の地位を不当に利用した、原価に満たない金額での請負契約締結の禁止(業法 § 19の3) →違反した場合、許可行政庁による勧告(業法 § 19の5)	・自己の取引上の地位を不当に利用した、原価に満たない金額での請負契約締結の禁止(業法 § 19の3) →勧告規定無し (ただし、発注者が建設業者の場合は、業法 § 41により、必要な助言指導が可能)
	発注見通しや入札契約の過程の公表	・公表義務(入契法 § 4～ § 8)	・義務無し
	発注者による入札金額の内訳の提出	・内訳を記載した書類の提出義務(入契法 § 12)	・義務無し
	受注者が欠格事由に該当する場合の許可行政庁への通報	・通報義務(入契法 § 11)	・義務無し
	発注者の責務	・予定価格の適正な設定 ・適正な予定価格に沿った速やかな契約締結 ・最低制限価格の設定 ・適正な工期の設定 ・適切な設計図書の変更及び請負代金の額又は工期の変更 ・施工状況の確認及び評価の実施 (品確法 § 7各号) ・監督や検査の実施(会計法 § 29の11、地方自治法 § 234の2)	・義務無し
その他	前払金の支払い	・会計法、地方自治法に基づき、発注者は原則4割の前払金を支払 ・前払保証法に基づき、前払保証会社が保証	・前払金の支払は任意 ・前払保証会社による保証は無し

民間住宅建築における発注者別の工事規模

○ 民間住宅の新築工事の工事費規模は、年間約13兆円。このうち、8兆円が個人発注（うち6兆円が持家、うち2兆円が貸家）。また、4.7兆円が会社発注（うち3.8兆円が分譲住宅）。

【戸数、床面積合計及び工事費予定額（建築主別、利用関係別の新築住宅）】^(注) （単位：戸、㎡、万円）

		一戸建			長屋建			共同住宅			計		
		戸数	工事費予定額	一戸あたり 工事費予定額	戸数	工事費予定額	一戸あたり 工事費予定額	戸数	工事費予定額	一戸あたり 工事費予定額	戸数	工事費予定額	一戸あたり 工事費予定額
会社	持家	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸家	1,893	3,124,373	1,651	12,180	8,955,493	735	105,560	83,113,441	787	119,633	95,193,307	796
	給与住宅	553	1,663,526	3,008	231	218,828	947	2,117	2,511,750	1,187	2,901	4,394,104	1,515
	分譲住宅	124,327	192,300,594	1,547	567	657,507	1,160	107,605	184,643,648	1,716	232,499	377,601,749	1,624
	合計	126,773	197,088,493	1,555	12,978	9,831,828	758	215,282	270,268,839	1,255	355,033	477,189,160	1,344
会社 でない 団体	持家	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸家	773	1,387,381	1,795	228	315,139	1,382	2,105	2,327,836	1,106	3,106	4,030,356	1,298
	給与住宅	114	423,999	3,719	42	62,180	1,481	696	1,332,350	1,914	852	1,818,529	2,134
	分譲住宅	177	352,808	1,993	21	64,020	3,049	1,458	4,092,126	2,807	1,656	4,508,954	2,723
	合計	1,064	2,164,188	2,034	291	441,339	1,517	4,259	7,752,312	1,820	5,614	10,357,839	1,845
個人	持家	264,189	606,597,554	2,296	1,050	1,765,120	1,681	159	324,187	2,039	265,398	608,686,861	2,293
	貸家	5,424	7,669,430	1,414	90,940	82,743,707	910	115,242	110,638,457	960	211,606	201,051,594	950
	給与住宅	14	44,890	3,206	58	46,343	799	117	106,085	907	189	197,318	1,044
	分譲住宅	1,230	2,100,354	1,708	80	74,149	927	358	459,547	1,284	1,668	2,634,050	1,579
	合計	270,857	616,412,228	2,276	92,128	84,629,319	919	115,876	111,528,276	963	478,861	812,569,823	1,697
合計	持家	264,189	606,597,554	2,296	1,050	1,765,120	1,681	159	324,187	2,039	265,398	608,686,861	2,293
	貸家	8,090	12,181,184	1,506	103,348	92,014,339	890	222,907	196,079,734	880	334,345	300,275,257	898
	給与住宅	681	2,132,415	3,131	331	327,351	989	2,930	3,950,185	1,348	3,942	6,409,951	1,626
	分譲住宅	125,734	194,753,756	1,549	668	795,676	1,191	109,421	189,195,321	1,729	235,823	384,744,753	1,631
	合計	398,694	815,664,909	2,046	105,397	94,902,486	900	335,417	389,549,427	1,161	839,508	1,300,116,822	1,549

発注者 類型	工事目的物 (例)	一般的な 発注能力	工事目的物の 所有者	エンド ユーザー	主な契約関係者
業を営む 上で継続 的に工事 の発注を 行う企業	分譲マンション	○	マンション 購入者	マンション 購入者	発注者-マンション購入者(売買契 約)、発注者-建設会社(工事請負 契約)
	賃貸マンション	○	発注者	賃借人	発注者-賃借人(賃貸借契約)、発 注者-建設会社(工事請負契約)
	賃貸オフィス ビル	○	発注者	賃借人	発注者-賃借人(賃貸借契約)、発 注者-建設会社(工事請負契約)
その他の 企業	工場、自社ビル	様々	発注者	所有者に同じ	発注者-建設会社(工事請負契約)
	商業施設	様々	発注者	テナント 買物客	発注者-建設会社(工事請負契約)
個人	賃貸アパート	×	発注者	賃借人	発注者-賃借人(賃貸借契約)、発 注者-建設会社(工事請負契約)
	一戸建て	×	発注者	所有者に同じ	発注者-建設会社(工事請負契約)
	個人店舗	×	発注者	所有者 買物客	発注者-建設会社(工事請負契約)

※ 各類型においては、新築の場合とリフォーム等の場合とがある。

また、以上は一般的な例を示したものであり、実際には様々な業態があることを踏まえれば、これらに該当しない場合もあり得ることに留意する必要。

- 建設業法においては、以下の規定をはじめ、受注者に対し様々な規律を設けている。

【受注者に対する規律と、それに違反した場合の行政処分の例】

規律の根拠	不正行為の具体的内容		処分内容
法 § 22	一括下請負 ^(注)		営業停止15日以上
法 § 24の7	施工体制台帳等の不作成、虚偽		営業停止7日以上
法 § 26	技術者不設置等		営業停止15日以上
		専任義務違反	指示処分
法 § 27の23	経営事項審査虚偽申請	入札資料への虚偽記載等	営業停止15日以上
		虚偽申請による審査結果を発注者に提出した場合等	営業停止30日以上

(注) 一括下請負については、請け負わせた側、請けた側双方が不正行為として処分される。

建設業法に基づく監督処分及び勧告の実施状況について

1. 建設業法に基づく監督処分（指示、営業停止、許可取消）の実施状況について（平成25年～平成27年）（注1）

	平成25年			平成26年			平成27年		
	指示	営業停止	許可取消	指示	営業停止	許可取消	指示	営業停止	許可取消
処分件数	65	67	47	88	52	56	58	40	39
うち、欠格該当	-	-	44	-	-	46	-	-	37
うち、一括下請負	0	4	-	0	0	-	0	2	-
うち、施工体制台帳作成	1	8	-	4	3	-	2	5	-
うち、技術者不設置等	15	12	-	28	9	-	18	10	-
うち、経営事項審査	8	20	-	3	12	-	5	8	-
うち、許可要件を欠いたもの	12	-	3	19	-	10	6	-	2
うち、その他建設業法違反	29	23	0	34	28	0	27	15	0

2. 建設業法に基づく勧告の実施状況について（平成25年～平成27年）（注2）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
勧告件数	768	625	673
うち、下請代金の見積、決定について	134	124	108
うち、下請契約の締結について	164	134	131
うち、追加・変更契約について	89	72	107
うち、下請代金の支払いについて	95	62	86
うち、施工体制台帳等について	112	90	80
うち、不当に低い請負代金・使用資材等の購入強制	0	0	0
うち、不当な赤伝処理・遅延利息不払い	83	74	52
うち、一括下請負	1	2	0
うち、主任技術者等の不設置等	14	14	14
うち、粗雑工事等による重大な瑕疵	0	1	1

（注1）このほか、平成25年には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律違反で指示処分1件を実施。また、都道府県による監督処分件数を含む。

（注2）国土交通省が実施した勧告件数であり、都道府県が実施した件数は含まない。

- 現在の建設業法では、下請負人の法令への理解を補うため、また、建設工事に従事する下請負人が法令の規定を遵守するよう指導する者を定めるため、同法第24条の6において、下請指導規定を置いている。
- 具体的には、元請負人(特定建設業者に限られる)が、直接の契約関係にない者も含め建設工事に従事する全ての下請負人に対し、建設工事の施工や労働者の使用に関する法令の規定に違反しないよう指導に努め、違反している場合は是正を求めることを努力義務としているものである。
- 加えて、下請が是正しないときは、下請の許可行政庁等に対し、その旨を通報することとされているとともに、法24条の6に違反した元請負人は監督処分の対象となる。

※この下請指導規定は、昭和46年度の許可制導入時に創設されたが、これは

- ・大規模な建設工事の施工に当たっては多数の下請負人が共同して工事を施工することとなるところ、これら下請負人は建設工事の施工に関し必要とされる建設業法や建築基準法、労働基準法等の規定についての理解が十分でなく、これらの規定を遵守しないために、工事現場における事故災害等や賃金不払い等、種々の問題を生じていたこと
- ・建設工事に従事する下請負人が法令の規定を遵守するよう指導すべき者がはっきりしておらず、その指導能力も問題とされていたことを踏まえ、規定されたものである。

駆け込みホットラインの開設(平成19年4月)

- ・各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に通報窓口として開設
- ・通報された情報に対し必要に応じて立入検査・報告徴収を実施
- ・法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応

建設業法令遵守推進本部「駆け込みホットライン」

通 報 先

TEL: 0570-018-240
受付時間/10:00~12:00 13:30~17:00(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX: 0570-018-241
ナビダイヤルの通話料は、発着者の負担となります。

E-mail: kakekomi-hl@mlit.go.jp

駆け込みホットライン

— 建設業法令違反通報窓口 —

◆「駆け込みホットライン」に電話をすると、各地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

なくそう違反、あったら通報!!

TEL. 0570-018-240

ナビダイヤルの通話料は発着者の負担となります。

受付時間/10:00~12:00 13:30~17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

★法令違反情報を通報された方に不利益が生じないよう十分注意して情報を取り扱います。

国 土 交 通 省

建設業法令遵守推進本部

「駆け込みホットライン」への通報の仕方

通報にあたっては、建設業法令遵守推進本部が連絡情報として取り上げ、立入検査・報告徴収するかどうかの判断ができる次の事項について、できる限り明白に報告して頂くことが望まれます。

- ◆通報される方の氏名、住所
- ◆通報された方に不利益が生じないよう十分注意しますのでできるだけ匿名は避けてください。
- ◆違反の疑いがある行為者の会社名、代表者名、所在地、建設業許可番号等
- ◆違反の疑いがある行為の具体的な事実について次の事項

(ア)だれが、(イ)いつ、(ウ)どこで、(エ)いかなる方法で、(オ)何をしたか 等
なお、違反の疑いがある行為を説明するような資料等があれば、通報後に建設業法令遵守推進本部に提出(郵送・FAX)してください。

1. 通報される方の情報

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	E-mail

2. 違反の疑いがある行為者の情報

会 社 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
建設業許可番号	
電 話 番 号	
そ の 他	

3. 違反の疑いがある行為(具体的事実)

(ア)だれが	
(イ)いつ	
(ウ)どこで	
(エ)いかなる方法で	
(オ)何をしたか	
その他	

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反情報

※「駆け込みホットライン」は、主に国土交通大臣許可業者を対象に以下の建設業に係る法令違反行為の通報(通報)を受け付けます。

元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反

「建設業法令遵守ガイドライン」に抵触している法令違反、または法令違反のおそれがある事例

※「建設業法令遵守ガイドライン」は国土交通省のホームページに掲載されています。

- 見積条件の提示
 - ・不明確な工事内容の提示等により下請負人に見積りを行わせた
 - ・法令で定められた見積期間より短い期間で下請負人に見積りを行わせた
- 当番契約
 - ・下請 工事に関し、書面による契約を行わなかった
 - ・工事着手後又は工事終了後に契約書面を相互に交付した
- 追加・変更契約
 - ・追加工事又は変更工事が発生したが、変更契約を行わなかった
- 工期変更に伴う変更契約
 - ・工期の変更に伴い下請工事の費用が増加したが、書面による変更契約を行わなかった
- 不当に低い請負代金/指値発注
 - ・元請負人の一方的な強要による合理的な根拠もなく、下請負人の見積りや従来の取引価格を著しく下回る額で下請契約を締結した
 - ・工事着手後又は工事終了後に下請負人の協賛に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した
- 不当な使用資材等の購入強制
 - ・下請契約締結後に、下請工事に使用する資材・購入先等を指定した結果、下請負人が予定していた購入価格より高い価格で資材等を購入することとなった
- やり直し工事
 - ・元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を下請負人に行わせ、その費用を一方的に下請負人に負担させた

●非伝統型

- ・下請代金の支払の際、施工に伴い発生した建設廃棄物の処理費用、銀行振込手数料等を一方的に下請代金から差し引いた
- ・下請代金の支払の際、下請負人が使用した駐車場や借倉庫使用料等を実額にかかった金額より過大に差し引いた

●工期

- ・下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請負人の工期が短縮されたことにより発生した増加費用を一方的に下請負人に負担させた
- ・元請負人の不十分な施工管理等により下請工事の工期が不足した場合に、元請負人が下請負人との協議を行うことなく、他の下請負人と下請契約を締結した費用を一方的に下請負人に負担させた

●支払保留

- ・工事目的物の検査、引渡しを終了後、下請負人に対し、長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わない

●長期手形

- ・120日を越える割引困難な長期手形により下請代金を支払った

工事の施工現場に関する法令違反

- ・一括下請負が行われている
- ・工事現場に必要な専任の管理技術者等が配置されていない
- ・監理技術者等の名義貸しが行われている
- ・施工体制等・施工体系図が作成されていない
- ・無許可業者と500万円以上の下請契約を締結している
- ・元請の一般建設業者が、下請業者と総額3,000万円(建設一式4,500万円)以上の請負契約を締結している 等

虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反

- ・建設業の許可申請の際、虚偽の内容で建設業許可を取得している
- ・変更届の際、虚偽の内容を提出している
- ・経営事項審査申請の際、虚偽の内容で申請している
- ・虚偽の内容で得た経営事項審査の結果を公共工事の発注者に提出している 等

【通報・相談件数】

H23年度 1,501件、H24年度 1,711件、H25年度 1,697件、H26年度 1,613件、H27年度 1,735件

○ 建設業法では、注文者について以下の規律が定められている。

- ① 書面の交付義務(法 § 18。契約当事者双方の義務)
- ② 自己の取引上の地位を不当に利用 した、原価に満たない金額での契約締結の禁止 (§ 19の3)
- ③ 自己の取引上の地位を不当に利用 した、資材や機械器具等の強制購入等の禁止 (§ 19の4)



「自己の取引上の地位を不当に利用」とは、工事を多量かつ継続的に注文することにより、優越的な地位(注文者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、注文者が著しく不利益な要請を行っても、請負人が受け入れざるを得ないような場合)にある注文者が、指名権、選択権等を背景に、請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いることをいう。

どのような場合に「地位の不当利用」に該当するかは具体的事案によるが、例えば、

- 下請負人にとって大口取引先に当たる元請負人が、十分な協議を行うことなく、価格を一方的に決定し、当該価格による取引を強要する指値発注については、注文者による地位の不当利用に当たる。
- 請負人が真に自己の自由意思に基づき当該請負代金の額に応じた場合(手持ちの安い資材があり、安い価格で受注できる等)については、地位の不当利用に当たらない。

【発注者への対応】

- 建設業法において禁止されている優越的地位の濫用(前項の②③)に関しては、まず、公共発注者が違反した場合は、国土交通省や都道府県知事が当該発注者に勧告することができることとされている(法 § 19の5)。
- また、民間発注者による優越的地位の濫用に関しては、建設業法に基づく措置請求規定は置かれておらず、独占禁止法による対応^(注)に委ねられているが、公正取引委員会における認定基準は存在しない。

【建設業者間の取引への対応】

- 元請負人と下請負人と間で優越的地位を濫用するなど、当該注文者が建設業者である場合は、建設業法に基づく行政からの関与はできないものの、許可行政庁が独占禁止法第19条に違反していると認めるときは、法 § 42の規定に基づき、許可行政庁が公正取引委員会に対し適当な措置をとることを求めることができることとされている。
また、公正取引委員会においても、独占禁止法第19条に関する「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」(昭和47年4月1日公正取引委員会事務局長通達第4号)が定めている。

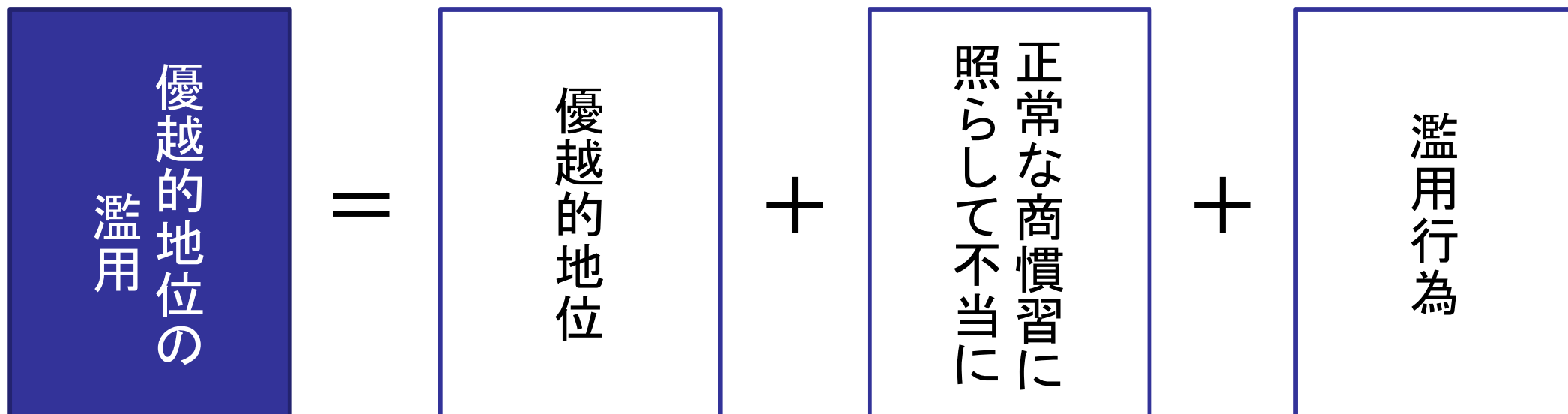
(注) 公正取引委員会による排除措置命令。

(参考) 独占禁止法(昭和22年法律第54号)(抄)

第19条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

第20条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる

○ 独占禁止法における「優越的地位の濫用」は以下の3つの要素から判断される。



○ある社(B社)にとって、特定の社(A社)との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障をきたすため、A社がB社にとって著しく不利益な要請等を行っても、B社が受け入れざるを得ないような場合をいい、その判断要素は以下のとおり。

- ・B社のA社に対する取引依存度
- ・A社市場における地位
- ・B社にとっての取引先変更の可能性
- ・その他A社と取引する必要性

○公正な競争を阻害するおそれがある場合をいう。

該当するかは個別判断であるが、例えば、

- ・行為者が多数の取引の相手方に対して組織的に不利益を与える場合
- ・特定の取引の相手方に対してしか不利益を与えていないときであっても、その不利益の程度が強い、その行為を放置すれば他に波及するおそれがある場合には、公正な競争を阻害するおそれがあると認められやすくなる。

【濫用行為となり得る行為類型】

- 購入・利用強制
- 協賛金等の負担の要請
- 従業員等の派遣の要請
- その他経済上の利益の提供の要請
- 受領拒否、返品
- 支払遅延、減額
- その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等

○ 受注者は、契約書や仕様書等に基づき、様々な資料の作成・発注者への提出が求められる。

(例) 国土交通省直轄工事(土木)における受注者作成書類一覧

工事着手前	契約図書	現場代理人等通知書、請負代金内訳書、工事工程表、建退共掛金収納書、建退共証紙受払簿、請求書(前払金)、VE提案書
	その他	登録内容確認書、品質証明員通知書、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、建設リサイクル法に基づく通知書
	工事書類	施工計画書、総合評価計画書、ISO9001品質計画書、設計図書の照査確認資料、工事測量成果表、工事測量結果、施工体制台帳、施工体系図
施工中	工事書類	工事打合せ簿、関係協議資料、近隣協議資料、材料確認書、材料納入伝票、段階確認書、確認・立会依頼書、休日・夜間作業届、安全教育訓練実施資料、工事事務速報、工事事務報告書、工事履行報告書、出来形管理図表、出来形数量計算書、品質管理図表、材料品質証明資料
	契約関係書類	(中間前払金関係)認定請求書、請求書 (完済部分検査)指定部分完成通知書、指定部分引渡書、請求書、出来高内訳書 (既済部分検査)請負工事既済部分検査請求書、出来高内訳書、請求書 (修補)修補完了報告書、修補完了届 (部分使用)部分使用承諾書 (工期延期)工期延期届 (支給材料)支給品受領書、支給品精算書、建設機械使用実績報告書、建設機械借用書、建設機械返納書、現場発生品調書
	その他	出来形報告書、産業廃棄物管理表、新技術活用関係資料
工事完成時	契約関係書類	完成通知書、引渡書、請求書
	工事書類	出来形管理図表、品質管理図表、品質証明書、工事写真、総合評価実施報告書、イメージアップの実施状況、創意工夫・社会 正当に関する実施状況
	工事完成図書	工事完成図、工事管理台帳
	その他	再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書

(出典) 国土交通省作成工事関係書類一覧表 等

(注) これらの書類は、必ずしも技術者が作成しなければならないわけではないことに留意する必要(実際には、技術者や現場代理人が確認して提出される)。
また、これらに加え、他法令に基づく資料作成(安衛法に基づく官公庁への届出等)が必要となる。